

経済労働局の概要

平成29年度 経済労働局 事業概要

産業政策部事業概要	1
国際経済推進室事業概要	3
産業振興部事業概要	4
都市農業振興センター事業概要	13
次世代産業推進室事業概要	16
労働雇用部事業概要	18
公営事業部事業概要	20
卸売市場事業概要	22
経済労働局所管の指定管理者制度導入施設一覧	23
経済労働局 管理職一覧	24
経済労働局 事務分掌	25

平成29年4月13日

経済労働局

平成 29 年度 経済労働局事業概要

産業政策部事業概要

1 事務所所在地

庶務課、企画課、消費者行政センター

川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

2 機構及び職員数

部長以下 29 名（庶務課 8 名、企画課 10 名、消費者行政センター 10 名）

3 主要事業

【企画課】

（1）「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の施行及び「かわさき産業振興プラン」に基づく施策の展開

中小企業活性化条例（平成 28 年 4 月施行）及び産業振興プラン（平成 28 年 2 月策定）に基づき、PDCA での進捗管理を行い、実効性のある中小企業活性化の取組を推進する。

施策の検証結果を Action（改善）に繋げていくため、事業の実施内容等への反映を図るとともに、今年度改定を予定している産業振興プランの実行プログラムへの反映を行っていく。

（2）知的財産戦略推進事業

大企業・研究機関等に蓄積されている特許や技術等の知的財産を中小企業に紹介し、中小企業の自社製品開発や技術高度化などを総合的に支援する「知的財産交流会」を開催するとともに、こうした川崎発のオープンイノベーションの取組を広く情報発信し、中小企業の新事業展開を促進するための「知的財産シンポジウム」を開催する。

また、知的財産を戦略的に活用した経営手法について、中小企業へ浸透させることを目的として知的財産に関する体系的な知識を習得するために開発したカリキュラムに基づく「知的財産スクール」を開催し、知的財産人材を育成する。

（3）小杉町二丁目地区コンベンション施設整備推進事業

武蔵小杉駅北側の小杉町二丁目地区における、都市型住宅、商業施設等の複合建築物の開発計画の中で、開発事業者から本市に対し、コンベンション施設の寄附の考えが示されたことを受け、川崎の産業集積を活かしたオープンイノベーションの促進をコンセプトとして、平成 30 年度の供用開始を目指して、約 920 m²のホールや会議室等を備えたコンベンション施設の整備を推進するとともに、予約受付、広報などの開館準備や備品の調達を行う。

【消費者行政センター】

(1) 消費者自立支援推進事業

平成 28 年度に策定した「川崎市消費者行政推進計画」に基づき、消費者の自立を支援するとともに、被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進する。

(2) 消費生活相談情報提供事業

消費者からの消費生活に関する相談に対応し、消費者被害の未然防止等を図るとともに、「相談年報」、「相談月報」等を発行し、市民への情報提供を図る。

(3) 消費者啓発育成事業

消費者が健全な日常生活を営むことができるよう、出前講座や情報紙・リーフレットなどにより、消費生活に関する知識の普及と情報提供の充実を図る。

国際経済推進室事業概要

1 事務所所在地

川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

2 機構及び職員数

室長以下 12 名

3 主要事業

【国際経済】

(1) 海外販路開拓事業

市内企業の海外展開を支援するため、海外現地にて各種サポートを実施する。

具体的には、中国（上海、瀋陽）、タイ（バンコク）、ベトナム（ホーチミン）、インドネシア（ジャカルタ）等で開催される展示会等に出展し、市内企業の海外での販路開拓を支援する。

また、市内企業の海外現地でのビジネス活動を支援するため、上海、瀋陽、バンコク、ホーチミンでのレンタル事務所機能の利用可能企業を拡大するほか、海外で相談できる窓口を設置する等、支援の充実化を進める。

(2) 川崎市海外ビジネス支援センター（略称：KOB'S）の運営

市内企業の海外展開支援のワンストップ拠点として「川崎市海外ビジネス支援センター」を運営しており、同センターに配置された海外支援コーディネーターによる企業訪問等を通じて、市内企業の各ステージに合わせた海外展開支援を、関係機関と連携して実施している。

【環境産業】

(1) 国際環境産業推進事業

ア グリーンイノベーションの取組

「川崎グリーン・イノベーション推進方針」に基づき、環境局をはじめとする関係局と密接に連携しながら、「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じ、本市の強みである環境技術・産業を活かした取組をより一層発展・拡大していくとともに、環境関連企業の新たな取組や海外展開を支援する。

また、本市が公害問題解決の過程で蓄積してきた環境分野における行政ノウハウと企業・団体が持つ環境技術を組み合わせ、環境問題に関する国際貢献と環境産業振興の取組を推進する。

イ 川崎国際環境技術展の開催

「川崎国際環境技術展」にて、川崎の優れた環境技術を国内外へ積極的に情報発信し、国内外の企業等とのビジネスマッチングの場を提供することで、市内環境関連産業の振興と環境技術の海外への移転による国際貢献を図る。

産業振興部事業概要

1 事務所所在地

工業振興課、商業振興課

観光プロモーション推進課 川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

金融課 幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階

中小企業溝口事務所 高津区溝口 1-6-10 川崎市生活文化会館 3 階

計量検査所 川崎区藤崎 3-1-10

2 機構及び職員数

部長以下 41 名（工業振興課 16 名〔計量検査所 5 名を含む〕、商業振興課 9 名、観光プロモーション推進課 8 名、金融課 6 名、中小企業溝口事務所 1 名）

3 主要事業

【工業振興課】

（1）川崎工業ブランド推進事業

市内中小製造業の優れた製品や技術を「川崎ものづくりブランド」として認定し、国内外へ情報発信していくことで、中小企業の販路拡大を支援するとともに、本市が誇る先進的なものづくり技術の優位性を広く PR する。

（2）ものづくり中小企業経営革新支援事業

ア 産学共同研究開発プロジェクト助成事業

今後、成長が見込まれる新産業分野において、市内中小企業等と大学・研究機関等との共同研究開発に要する経費の一部を助成する。

イ 新技術・新製品開発等支援事業

市内中小製造業者が単独または複数の連携先と共同で行う新技術、新製品開発に要する経費の一部を助成する。

ウ がんばるものづくり企業応援補助事業

市内中小企業の安定した経営の継続を図るため、経営改善や販路開拓に向けた取組に要する経費の一部を助成する。

（3）中小製造業合同出展事業

中小企業の取引先開拓を支援するため、展示会等への合同出展支援を行う。

（4）ICT 産業連携促進事業

ICT の活用による製造業等市内中小企業の課題解決に向けて、コーディネーターによる異業種連携の促進、フォーラム等の開催、モデル事業の実施を行う。

（5）先端産業等立地促進事業

環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術の事業化を支援する先端産業創出支援制度（イノベート川崎）の活用等により、臨海部において先端産業の創出と集積を促

進する。

(6) 操業環境整備事業

がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度を活用して、中小製造業者の操業環境の整備・改善を推進する。また、住宅化が進む内陸部工業系用途地域において、オープンファクトリー等の取組により、地域住民にもものづくりへの理解を深め、工業者と住民の相互理解を促進する。

(7) 計量検査所各種事業

適正な計量の実施を確保するため、特定計量器定期検査、商品量目及び有効期間のある特定計量器の立入検査等を計量法に基づき実施するほか、市内計量器使用事業所の計量管理の推進及び消費者に対する計量知識の普及・啓発に努める。

なお、主な事業は次のとおりである。

- ア 特定計量器定期検査事業
- イ 立入検査事業
- ウ 質量標準管理事業
- エ 計量管理の推進
- オ 計量の普及・啓発事業
- カ 計量団体育成事業

その他の事業

基盤技術支援事業、中小企業経営支援事業、テクノトランスファー事業、ものづくり人づくり事業、新川崎A地区企業誘致推進事業、マイコンシティ企業誘致推進事業、建設業振興事業、商工業従業員永年勤続者表彰事業、産業振興財団運営費補助事業、川崎市産業振興会館指定管理者事業など

【商業振興課】

(1) 商業力強化事業

商店街・商業集積エリア・個店、それぞれの振興を図る視点から、「商店街魅力アップ支援事業」、「エリアプロデュース事業」、「魅力あふれる個店創出事業」を実施する。

また、川崎商工会議所街おこし協力隊や商工会議所各支部と連携して、商店街に直接訪問し、地域の実情や課題を把握するとともに、課題解決に向けてアドバイス等を行う「出張キャラバン隊事業」を展開する。

(2) 商店街課題対応事業

商店街の街路灯のLED化等を推進する「商店街エコ化プロジェクト事業」や防犯カメラ等を整備する「安心・安全事業」により、商店街設備の整備を推進する。

また、商店街が保有する街路灯、アーチ、アーケードの撤去について、事業費の1/2を支援する「施設撤去事業」を27年度から期間限定で実施している。

(3) まちづくり連動事業

ア 中心市街地活性化のため、タウンマネージメントを行う「かわさきTMO」を通じ、

- 川崎駅周辺の回遊性向上・賑わいの創出、情報発信力の強化等を行う。
- イ 大規模小売店舗立地法に基づく事務手続き等を行う。
- ウ 一般市民が安心して通行できるよう、一般地下街アゼリア公共地下歩道の管理に関する負担などを行う。
- エ 川崎駅周辺の商業拠点の集客や回遊性の向上に繋がる地元主体のイベント等を支援することにより、川崎の都市ブランド力の向上を図る。

その他の事業

Buy かわさき推進事業、川崎市商店街連合会補助事業、公衆浴場経営安定等補助事業、商業人材育成事業、商人（あきんど）デビュー塾実施事業、商業アドバイス事業、空き店舗活用アワード事業など

【観光プロモーション推進課】

（１）産業観光推進事業

産業観光を推進するため、産業観光ツアー・工場夜景屋形船クルーズ・工場夜景バスツアー、産業観光検定の実施、産業観光ガイドの養成、産業観光受入事業所のネットワーク強化、教育旅行誘致活動等を実施し、更なる知名度の向上に取り組む。

（２）外国人観光客誘致推進事業

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、海外からの観光客誘客を推進するため、新たな旅行商品の開発支援、SNS等を活用した事前情報発信を行う。また、海外旅行会社等との商談会や海外旅行博覧会での誘客活動や、多言語ホームページやパンフレット等による観光情報の発信等の取り組みを継続するほか、JR川崎駅北口に開設予定の観光案内所において、多言語によるサービスの提供を行う。

（３）市制記念多摩川花火大会事業

「ふるさと川崎」の市民意識の高揚と豊かな市民文化の創造を目指すとともに、市制施行を記念して花火大会を実施する。

（４）市民祭り事業

地域経済の活性化と豊かな市民文化の創造に向け、事業者などの民間事業者及び市民との連携により、本市の魅力・活力を発信する「かわさき市民祭り」を開催する。

（５）民間主導による観光振興事業

民間事業者がコーディネートした産業観光ツアーや大田区と連携した広域的な観光事業を推進し、地域の回遊性の向上や活性化に繋げる。

（６）観光振興計画推進事業

平成28年2月に策定した「新・かわさき観光振興プラン」に基づき、産業観光のバージョンアップ、生田緑地の観光強化、川崎駅周辺エリアの国際的な観光拠点化、「食」の魅力の開発・発信等の取組を推進する。

その他の事業

観光情報提供事業、かわさき名産品認定事業、川崎市観光写真コンクール事業、観光案内所運営事業、菊花大会等褒章事業、観光事業協議会負担金事業など

【金融課・中小企業溝口事務所】

間接融資事業、信用保証等促進支援事業等により、厳しい経営環境にある中小企業を支援し、経営の安定化を図る。

(1) 間接融資事業

平成 29 年度川崎市中小企業融資制度の主な改正点は、次のとおり。

ア 「設備強化支援資金」について、新たに信用保証料の補助を開始

新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業を後押しするため、信用保証料の 1/4 補助を実施

イ 「流動資産担保資金」について、新たに信用保証料の補助を開始

在庫や売掛債権などの「流動資産」を担保とした制度の利用促進を図り、中小企業の資金調達の多様化を支援するため、信用保証料の 1/2 補助を実施

ウ 「創業支援資金」について、信用保証料の補助を拡充

創業しやすい環境を整備し、市内での創業を促進するため、信用保証料の補助を 1/4 から 1/2 へ拡充。更に、川崎市信用保証協会により、年 0.2%の信用保証料率引下げも実施され、実質の負担料率は、年 0.2%

エ 「コミュニティビジネス支援資金」を「NPO 法人支援資金」に変更

コミュニティビジネスを行っているかどうかは問わず、NPO 法人を対象とした資金にリニューアルし、確認手続を撤廃することで、手続の簡略化を行う

平成 29 年度川崎市中小企業融資制度一覧表

制度名	申込資格等	融資限度額	融資利率	期間		
振興資金	中小企業者・協同組合等	中小企業者 2 億円 協同組合等 4 億円	年 2.5%以内 ※1	(短期) 運転、設備 資金 1 年以内 (長期) 運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内		
			年 2.4%以内 ※1	設備資金 15 年以内		
	環境対策資金	1 環境への対応を図ろうとする方又は低 CO ₂ 川崎ブランドに認定された製品等を有 する方で、省エネ機器等の導入や環境に配慮 した製品及び技術等を研究、開発、生産及び 販売しようとする中小企業者等 2 ISO14001、エコアクション 21、エコス テージ、グリーン経営認証その他環境に関す る認証制度の認証を取得している方又は取得 しようとする中小企業者等	年 1.9%以内 ※低 CO ₂ 川 崎ブランドの 認定を受けた 場合は、 年 1.6%以内	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内		
	海外展開 振興資金	1 海外市場において販路を開拓する中小企 業者等 2 海外において生産拠点・販売拠点等を設 置又は拡張する中小企業者等 3 アジア起業家村卒業企業又は外国人従業 員による独立開業企業と共同して事業を実施 する中小企業者等	5,000 万円	年 1.9%以内	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内	
小規模事業資金	従業員 30 人以下（商業・サービス業は 10 人 以下）の小規模事業者	小規模事業資金	3,500 万円	年 2.1%以内	運転・ 設備資金 8 年以内	
			短期サポート型	2,000 万円	年 1.2%以内	運転・ 設備資金 1 年以内
			小口サポート型	2,000 万円	年 1.4%以内	運転・ 設備資金 5 年以内
			ミニ	300 万円	年 1.3%以内	運転資金 4 年以内
小口零細対応 小規模事業資金 ★	従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人 以下）の小規模企業者	1,250 万円	年 2.0%以内	運転・ 設備資金 10 年以内		
経営 安定 資金	不況対策資金 (5 年型)	1 最近 3 か月間又は 6 か月間の月平均売上 高、平均売上総利益(率)、平均営業利益(率)の いずれかが、前年又は前々年の同期と比べて 減少している中小企業者等 2 主要な取引先からの最近 3 か月間又は 6 か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の 同期と比べて減少している中小企業者等	3,000 万円	年 1.5%以内	運転・ 設備資金 5 年以内	

	<p>3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等</p> <p>4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等</p> <p>5 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p>		<p>年1.4%以内</p> <p>年1.5%以内</p>	
不況対策資金 (10年型)	<p>1 最近3か月間又は6か月の月平均売上高、平均売上総利益(率)、平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等</p> <p>2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等</p>	8,000万円	年1.7%以内	<p>運転・ 設備資金 10年以内</p>
不況対策資金 (10年型)	<p>3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等</p>	8,000万円	年1.6%以内	<p>運転・ 設備資金 10年以内</p>
	<p>4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等</p>			
	<p>5 国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である中小企業者等</p>			<p>運転資金 10年以内</p>
	<p>6 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p>			
	<p>7 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p> <p>8 中小企業信用保険法第2条第5項第2号又は第6号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p> <p>9 中小企業信用保険法第2条第5項第7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p> <p>10 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等</p>		年1.7%以内	<p>運転・ 設備資金 10年以内</p>
災害対策資金	火災、風水害等の被害を受けた中小企業者等	8,000万円	年1.7%以内	<p>運転・ 設備資金 10年以内</p>

		中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)			
	激甚災害対策資金	国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等(災害関係保証を利用)	2億8,000万円		
	借換支援資金	1 保証付融資の借換えをすることにより、月々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等 2 1の条件を満たし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用) 3 1の条件を満たし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等	2億8,000万円	年1.8%以内	運転資金 10年以内
	経営力強化支援資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	年1.6%以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
	企業再建資金	再建計画等を策定し償還の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等 1 神奈川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする方 2 川崎市信用保証協会が設置する外部審査会が当該中小企業者の事業再生に資すると見込まれるものとして答申を行った再生計画により企業再建を図ろうとする方	2億8,000万円	年2.6%以内	運転・ 設備資金 10年以内
創業支援資金	アーリーステージ対応資金	1 過去に事業を営んだことがない方で、川崎市内で開業する方又は開業後5年未満の中小企業者等 2 事業を継続している会社により新たに市内で会社を設立(分社化)し、事業を開始する具体的な計画を有する方又は設立後5年未満の中小企業者等	3,000万円★	年2.2%以内 ※1	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
		3 川崎市内で開業後1年未満の中小企業者等	1,000万円		

	女性・若者・シニア起業家支援資金	<p>1 過去に事業を営んだことがない方で、川崎市内で開業する方又は開業後 5 年未満の中小企業者等で、代表者が女性、30 歳未満又は 50 歳以上の方</p> <p>2 事業を継続している会社により新たに市内で会社を設立（分社化）し、事業を開始する具体的な計画を有する方又は設立後 5 年未満の中小企業者等で、代表者が女性、30 歳未満又は 50 歳以上の方</p>	3,000 万円★	年 2.1%以内 ※1	
	新製品開発・新分野進出支援資金	原則として 1 年以上継続して同一事業を営む方で、自社技術等を使った新製品の開発をしようとする製造業者等又は新分野進出後 1 年未満の中小企業者等	3,000 万円	年 2.1%以内	
	流動資産担保資金	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）	2 億 5,000 万円	年 1.9%以内	運転・設備資金 1 年以内
	産業立地促進資金	川崎市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅・中小企業者等	<p>運転資金 2 億 8,000 万円</p> <p>設備資金 20 億円</p>	<p>年 2.0%以内 (運転)</p> <p>年 2.1%以内 (設備)</p>	<p>運転資金 7 年以内</p> <p>設備資金 15 年以内</p>
	企業立地促進資金	<p>1 土地収用法第 3 条各号に掲げる事業及び都市計画法第 4 条第 15 項の規定による都市計画事業により産業拠点地区から移転を余儀なくされた方のうち川崎市内に立地する中小企業者等</p> <p>2 川崎市内のインキュベーション施設（かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハブイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター）に入居した方のうち川崎市内に移転する中小企業者等</p>	2 億 8,000 万円	年 1.9%以内	<p>運転資金 7 年以内</p> <p>設備資金 10 年以内</p>
	福祉関連産業育成資金	<p>1 介護サービス提供事業を営む中小企業者等</p> <p>2 福祉関連サービス事業(給食サービス、移送等)を営む中小企業者等</p>	5,000 万円 (3,000 万円◎★)	年 2.0%以内	<p>運転資金 7 年以内</p> <p>設備資金 10 年以内</p>
		<p>3 福祉用具製造販売等を営む中小企業者等</p> <p>4 福祉関連試験研究事業を営む中小企業者等</p>	5,000 万円		
	福祉製品開発支援資金	<p>1 「かわさき基準」の理念に基づき、福祉製品等の開発及び改良を行なう製造業者等</p> <p>2 原則として 1 年以上継続して同一事業を営む方で、自社技術を使い、「かわさき基準」の理念に基づく、新製品の開発、新分野の事業へ進出しようとする方及び新分野進出後 1 年未満の製造業者等</p>	5,000 万円 (3,000 万円◎★)	年 2.0%以内	<p>運転資金 7 年以内</p> <p>設備資金 10 年以内</p>

NPO 法人支援資金		川崎市内に主たる事務所を置く NPO 法人	つなぎ資金 1,000 万円	年 1.2%以内	つなぎ資金 1 年以内
公害 防 止 資 金 ★	公害防止施設 設置資金	公害を防止するために必要な施設の設備資金 を要する中小企業者・協同組合等	中小企業者 5,000 万円 協同組合等 1 億円	融資実行時の 長期プライム レート+ 0.3%以内 (市から全額 利子補給あ り)	300 万円 以下 3 年以内 300 万円 超 5 年以内 600 万円 超 10 年以内
	工場移転資金	公害を防止するために必要な工場等の移転費 用を要する中小企業者・協同組合等			
	低公害型生産 設備資金	ドライクリーニング機更新等のための費用を 要する中小企業者・協同組合等			
	低公害自動車 等購入資金	低公害車購入等のための費用を要する中小企 業者・協同組合等			
	土壌汚染 対策資金	土壌汚染の調査、除去、汚染拡散防止を行な う中小企業者・協同組合等	中小企業者 5,000 万円 協同組合等 1 億円	融資実行時の 長期プライム レート+ 0.3%以内	300 万円 以下 3 年以内 300 万円 超 5 年以内 600 万円 超 10 年以内

◎＝これから事業を開始しようとする方又は事業を継続している会社により新たに市内で設立
(分社化)された会社の場合 (NPO 法人の方は対象外)

★＝特定非営利活動法人 (NPO 法人) の方は対象外

※1 制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) 利用可

(2) 信用保証等促進支援事業

一部制度について、中小企業等の利用者の負担軽減を図るため保証料の補助を行うととも
に、中小企業者等への貸付けについて債務保証等を行う川崎市信用保証協会の経営基盤
強化のため、代位弁済補助と指導育成を行う。

(3) 中小企業の経営相談・金融相談事業

景況の悪化により売上や利益率が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業につ
いて、信用保証協会の別枠保証を設ける「セーフティネット保証制度」の認定を迅速に行
う。また、川崎市産業振興財団等と連携して、経営環境変化の影響を受ける中小企業者等
に対して、きめ細やかな対応を図る。

都市農業振興センター事業概要

1 事務所所在地

農業振興課、農地課 高津区梶ヶ谷 2-1-7
農業技術支援センター 多摩区菅仙谷 3-17-1

2 機構及び職員数

所長以下 35 名（農業振興課 9 名、農地課 13 名、農業技術支援センター 12 名）

3 市内農業の現状

農家戸数 1,172 戸（うち販売農家 595 戸）、農地面積 580 ha

※ 出典：2015 年農林業センサス確定値（平成 27 年 2 月 1 日実施）、固定資産概要調書

4 主要事業

【農業振興課】

（1）担い手・後継者の育成

将来の川崎の農業を担う後継者を育成するため、国の制度の活用をはじめ、研修事業や、地域を牽引する認定農業者等を確保・育成する事業を実施するほか、市民と農業青年が農業体験を通じて交流する場づくりなどを行う。

- ア 農業担い手経営高度化支援事業
- イ 女性農業担い手支援事業 など

（2）地産地消の推進

セレサ川崎農業協同組合と連携してかわさき地産地消推進協議会を運営し、市内産農産物「かわさきそだち」の普及のため、かわさき地産地消フェアなどでの展示・販売による PR 活動を行う。

- ア 地産地消推進事業
- イ 農業生産物放射能測定事業 など

（3）「農」とのふれあいによる農業への理解促進

市民農園などの農業体験機会の提供や、花と緑の市民フェアなどのイベントの開催を通じて、市民の農業理解の向上を図る。

- ア 市民農園事業
- イ 花と緑の市民フェア事業 など

（4）多様な主体との連携の推進

市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化、地域活性化等を図るため、農業者や JA、大学・企業・NPO 等の多様な主体との連携を推進する。

- ア 農商工等連携推進事業 など

(5) 農業振興計画の推進

平成 28 年 2 月に策定した「川崎市農業振興計画」に基づく事業の進捗状況の確認や評価、今後の施策展開等について、附属機関である「川崎市農業振興計画推進委員会」で検討を行う。

【農地課】

(1) 農業委員会事務

農地の権利移動、転用許可、届出、相続税納税猶予適格者証明などに関する事務を行う。

なお、「農業委員会等に関する法律」の改正により、公選制が廃止され、市議会の同意に基づく市長の選任制となる。農協推薦・議会推薦の選任委員は廃止されたが、経過措置として、平成 29 年 7 月 18 日までは現体制を継続する。

委員定数			計
選挙委員 20 名	農協推薦委員 1 名	議会推薦委員 4 名	25 名

(2) 違反転用対策

本市、県、神奈川県警察等で構成する川崎市違反転用等防止対策検討会議で情報交換を行い連携して指導を行うほか、農業委員会と合同で農地パトロールを行うなど、対策強化に努めている。

(3) 都市農地の保全と活用

ア グリーン・ツーリズム推進事業

大型農産物直売所「セレサモス」や明治大学黒川農場等の拠点を活用したグリーン・ツーリズムを推進することにより、農業振興地域の活性化を図る。

イ 生産緑地地区の指定推進事業

市街化区域の農地保全策として、生産緑地地区の追加・拡大指定を実施するとともに、管理業務を行う。

ウ 早野地区の活性化

早野地区において、町内会・福祉団体・大学等地元で活動する各団体と連携しながら、協働事業（野菜の直売や里地里山体験のイベントの実施等）を実施し、地区の活性化を図る。

エ 農地実態調査事業

農業委員会が保有する遊休農地情報に基づき、遊休農地を発生させた農家の世帯員、経営農地、経営状況等を調査する。

(4) 農業生産基盤の整備

ア 黒川東地区土地改良換地促進等整備事業

黒川東土地改良事業共同施行の実施する換地事業の完了に向けた支援を行い、地区の活性化を図る。

イ 農業用施設等保守管理事業

農業振興地域内の農業用施設等の計画的な調査・改修（ストックマネジメント）を行い、長寿命化を図る。

【農業技術支援センター】

参考：敷地面積 20,280 m²、センター施設 果樹・野菜の試験圃場、花き温室、展望室等

(1) 農業技術支援

農産物の安定的生産及び品質の向上を図るため、病虫害防除対策事業など、市内農業者への技術支援を行う。

- ア 環境保全型農業推進事業
- イ 病虫害防除対策事業
- ウ 土壌分析診断 など

(2) 農業経営安定支援

市内産農産物「かわさきそだち」を市民に供給するとともに、生産農家の経営の安定を図るため、支援を行う。

また、近年多発する降雹やゲリラ豪雨等の気象災害に対する物理的な防除の支援として多目的防災網を設置する農業経営者に対し、設置費用の一部を補助する。

- ア 多摩川ナシ保存奨励事業
- イ 多目的防災網等設置事業
- ウ 施設園芸奨励事業 など

(3) 援農ボランティアの育成・活用

市内農家の後継者不足等を解消するため、市民から応募者を募り、援農ボランティア育成支援事業「かわさきそだち栽培支援講座」により、援農者を養成する。

次世代産業推進室事業概要

1 事務所所在地

川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

2 機構及び職員数

室長以下 11 名

3 主要事業

【コンテンツ産業】

企業によるデザインやコンテンツの活用を促進し、市内産業の振興を図る。

(1) コンテンツ産業振興事業

様々な業種の事業者と、クリエイターやデザイナーなどクリエイティブ産業に携わる企業・人材とをマッチングするサイト「かわさき Biz コン」の運営やセミナーの開催等を通して、市内事業者の製品・サービスの高付加価値化や情報発信力の強化へとつなげる。

(2) 産業デザイン振興育成事業

セミナーの開催や個別支援など、企業のステージに合わせた 3 段階の事業展開を進める。

ア 企業のデザイン活用に向けたきっかけづくり（セミナーの開催）

イ 企業のデザイン活用に関する課題／活用方法の具体化（対象とする業種／分野を絞った、より専門的な内容のセミナーの開催等）

ウ 企業が持つデザインに関する課題解決に向けた個別支援（専門家の派遣等）

【医工連携推進】

他自治体や市内の医療系大学等と連携し、研究機関や医療機器製造販売企業等とのづくり企業とのシーズ・ニーズマッチングを図るセミナーを開催するなど、企業のステージに合わせた 3 段階の事業展開により、市内企業の医療分野への参入を促進する。

ア 医療機器産業への参入に向けたきっかけづくりの場となるフォーラム等の開催

イ 医療機器産業への参入に向けた、専門的なテーマによる勉強会・講演会等の開催

ウ 医療機器製造販売企業等とのマッチング等

【ウェルフェア産業】

産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションを、次の 3 つの方針のもと推進する。

(1) 新たな製品・サービスの「創出」

将来的な福祉課題への先行的な対応を図るため、「産業と福祉のハブ機能」として産業界のシーズと多様化する福祉業界のニーズの融合を促進させ、最新技術活用を含め新たな製品・サービスの「創出」に向けた動きを促進する。

(2) 新たな製品・サービスの「活用」

産業界で生み出された新たな製品・サービスを、福祉業界での「活用」を促すことを通じて、活用による新たな発見等による「価値の創出」に向けた動きを促進する。

(3) 将来を先取りする新たな社会モデルの「創造・発信」

製品・サービスの活用により生み出された「価値」を、住まい・移動・健康寿命延伸などのライフスタイルやワークスタイルの広範な領域にわたって将来を先取りする新たな社会モデルとして創造・発信していく。

【ベンチャー産業創出】

新産業の創出を図るため、創業支援や起業家支援、新川崎・創造のもりを拠点とした産学連携を推進する。また、新川崎・創造のもりの次期事業として、産学交流・研究開発施設の整備を推進する。

(1) 起業・創業支援事業

ア 創業支援事業

平成 26 年 3 月に策定した「川崎市創業支援計画」に基づき、金融機関や経営支援機関等の民間支援機関 13 団体と連携し、様々な主体により一体的に創業を支援する。

イ 起業化総合支援事業

創業フォーラムや起業家塾、ビジネスオーディションなど、起業家の成長段階に応じた支援事業を実施する。

ウ ベンチャー企業等成長促進支援事業

有望な市内ベンチャー企業等に対して、専門家等による個別・集中の支援を提供し、成長企業のモデルケースを創出する。

(2) 新川崎・創造のもり事業の推進

ア K²（ケイスクエア）タウンキャンパス事業

慶應義塾大学の先導的研究施設である K²（ケイスクエア）タウンキャンパスを拠点とした産学連携を支援し、オープンキャンパスやオープンセミナー等を開催する。

イ かわさき新産業創造センター（KBIC）の管理運営事業

かわさき新産業創造センター（KBIC）において、起業家や新事業への進出を目指す企業に対し事業スペースを提供するほか、各分野の専門家による経営支援、企業間交流や産学連携支援等を行う。

また、慶應義塾大学・幸区等と連携し、青少年の科学・ものづくりマインドの醸成に向けた地域イベント等を行う。

ウ 「NANOBIIC」を活用したナノ・マイクロ産学連携事業

「NANOBIIC」を拠点とし、4 大学（慶應、早稲田、東工大、東大）ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムとの連携により、ライフサイエンス、環境分野を中心に、高い汎用性が期待できるナノ・マイクロ技術を核とした、市内ものづくり企業への技術支援等を行う。

エ 新川崎・創造のもり次期事業の推進

新川崎・創造のもり地区のさらなる魅力向上と産業集積の促進を図るため、創造のもり次期事業地区（事業用地約 0.92ha）への、産学交流・研究開発施設の整備に向けた取組を行う。

労働雇用部事業概要

1 事務所所在地

川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 6 階

2 機構及び職員数

部長以下 16 名（労政担当 6 名、雇用担当 9 名）

3 主要事業

（1）就業支援事業

求職者に対して、相談から研修、就職まで、総合的な就業支援を推進するとともに、中小企業等の人材確保支援に取り組む。

ア 「キャリアサポートかわさき」の運営（川崎市生活文化会館 5F）

求職者に対して個別カウンセリングを行い、求職者のニーズに沿った職業紹介を行う「就業マッチング事業」を実施する。また、出張相談（川崎区役所・麻生区役所）や託児サービス付き相談、若年・女性・中高年などの対象者別コースを設けたセミナーを実施する。

イ 若年者就業支援事業

国の事業の「かわさき若者サポートステーション」に、市単独事業を加えて「コネクションズかわさき」として総合的な支援体制とし、働くことに不安や悩みを持つ若年無業者等の職業的自立を支援する。（川崎市生活文化会館 3F）

ウ 合同企業就職説明会

高卒予定者、大卒予定者など対象者別の開催や、中小企業等の人材確保の機会提供として実施する。

エ 女性就業支援事業

多様な働き方を紹介するなど、子育て等により離職した女性等の再就職を支援する。

オ 地域中小企業人材確保・若者就業支援事業

若者と市内中小企業等との就業マッチングにより、若者の就職を支援するとともに、市内中小企業の人材確保を支援する。

（2）川崎市勤労者福祉共済制度

市内中小企業で働く従業員の福利厚生の実施を図り、豊かでゆとりのある生活を確立し、併せて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

ア 加入資格：従業員 300 人以下、または資本金 3 億円以下の事業所

イ 加入数：平成 29 年 3 月 1 日現在：1,491 事業所、11,874 人

（3）技能振興事業

市民生活に欠かすことができない重要な仕事に携わる技能職者の経営基盤の確立、後継者の育成、技能の練磨、社会的地位の向上に努めることを目的に、各種事業を実施する。

ア 川崎市技能職団体連絡協議会の活動支援（43 職種 63 団体が加盟）

イ 「技能職者に学ぶ」の実施（市内中学校への出前授業・平成 28 年度は 5 校で実施）

ウ 経営基盤確立・経済振興の取組

川崎市技能職団体連絡協議会との連携による収益力向上を目的としたマーケティング支援等の実施。

エ 技術・技能の体験イベントの開催（市民祭りや技能フェスティバル等において）

オ 技能功労等表彰式の開催

永年にわたり同一事業に従事し、市民生活に功績がある者を表彰する。

（28年度：技能功労 27 職種 53 名、優秀技能 24 職種 58 名、優秀青年技能 15 職種 27 名）

カ 研修等補助金の交付

キ 広報活動の実施

（４）川崎市マイスター制度事業

極めて優れた技術や卓越した技能を発揮して、産業の発展や市民の生活を支える「もの」を作り出している現役の技術・技能職者を、川崎市最高峰の匠「かわさきマイスター」に認定し、熟練した匠の技術の継承、素晴らしい技能の普及・振興活動、経済振興の取組などを行っている。

平成 29 年 4 月 1 日現在、69 職種・91 名を認定。

ア 「かわさきマイスター」の募集・選考・認定

イ 技能奨励・後継者育成に向けた取組

小学校・中学校での実演や講演、かわさきマイスターまつり・市民祭り等のイベントにおける実演などを行う。

ウ 経済振興に向けた取組

営業力・収益力向上に向けた研修会・勉強会の開催及び商談会への出展や、マイスターの技能を集結した「ものづくりの匠プロジェクト」の取組、技術の粋を尽くした製品を商品化する「ものづくりコーディネート支援事業」を実施する。

エ 広報活動の実施

（５）住宅相談事業

住宅の修理や増築・新築等で問題を抱えている市民への相談窓口を開設している。

ア 各 区 役 所：第 3 火曜日 9:00～12:00

イ 生活文化会館：第 2・4 土曜日 13:00～16:00

その他の事業

産業人材育成・活用支援事業、労政事業、勤労者文化・体育活動の奨励事業、労働資料の調査・刊行事業 など

公営事業部事業概要

1 川崎競輪場の概要

開設年月日 昭和 24 年 3 月 14 日（第 1 回競輪は同年 4 月 24 日から開催）

所在地 川崎区富士見 2-1-6（富士見公園内）

敷地面積 46,286 m²

収容人員 20,000 人（最高入場者数は昭和 40 年 5 月 5 日の 62,841 人）

指定席数 324 席

発売窓口数 発売 84 窓口、払戻 63 窓口

競走路 1 周 400m

2 機構及び職員数と執務体制

（1）機構及び職員数

公営事業部長以下 16 名（総務課 9 名、業務課 6 名）

（2）競輪開催日執務体制

公営事業部長を開催執務委員長とし、公営事業部職員、非常勤嘱託員及び臨時従事員（登録数 87 名）により、車券の発売・払戻、入場者の整理等競輪開催に伴う業務に従事（番組編成、審判、選手管理等の競輪の実施面については、公益財団法人 JKA に委託）している。

3 平成 29 年度開催予定回数（日数）

	開催回数	開催日数
川崎競輪場	12回	47日

4 売上金及び入場者数の状況（平成 28 年度川崎市営競輪）

区分	開催回数	開催日数	売上金（円）		入場者（人）	
			年間	1日平均	年間	1日平均
競輪	13回	49日	20,833,291,700	425,169,218	147,569	3,011

5 一般会計への繰出金

平成 27 年度までの実績 127,833,522,000 円

6 基金積立について

平成 27 年度末残高

競輪施設等整備事業基金 1,328,961,180 円

競輪事業運営基金 926,365,915 円

7 競輪場再整備及び施設改修等について

- 平成 22 年度
 - ・富士見周辺地区整備基本計画等に基づき「川崎競輪場再整備基本計画」を策定
- 平成 23 年度
 - ・西スタンド及び選手管理棟の実施設計を実施
- 平成 24 年度
 - ・西スタンド及び選手管理棟の建築工事に着手
 - ・メインスタンド耐震補強工事の実施設計を実施
- 平成 25 年度
 - ・西スタンド及び選手管理棟完成
 - ・メインスタンド耐震補強工事に着手
- 平成 27 年度
 - ・メインスタンド耐震補強工事完成
 - ・メインスタンド内装改修及び外構整備等の実施設計を実施
 - ・メインスタンドの内装改修工事に着手
- 平成 28、29 年度
 - ・既存施設の除却工事
 - ・競輪場一部敷地の公園敷地に転換（約 7,500 m²）
 - ・正門棟の建築・外構整備
- 平成 30 年度
 - ・メインスタンドの内装改修工事完成予定
- 平成 31 年度
 - ・バンク内広場の整備
- 平成 32 年度
 - ・バックスタンド改修工事
- 平成 33 年度
 - ・東サイドスタンドの解体撤去工事
- 平成 34 年度
 - ・構内舗装の整備
- 平成 35 年度
 - ・東入場門の建築
 - ・東側駐輪場の整備

卸売市場事業概要

1 所在地・敷地面積・取扱品目

市場名	所在地	敷地面積	取扱品目
中央卸売市場 北部市場	宮前区水沢1丁目1番1号	168,587㎡	青果、水産、花き
地方卸売市場 南部市場	幸区南幸町3丁目126番地1	32,224㎡	青果、水産、花き

2 機構及び職員数

中央卸売市場北部市場 市場長以下 22 名（管理課 12 名、業務課 9 名）

3 市場関係事業者

（平成29年4月1日）

市場	部門	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	関連事業者
中央卸売市場 北部市場	青果	1社	18社	151人	75社
	水産	2社	51社	7人	
	花き	1社	2社	502人	
地方卸売市場 南部市場	青果	1社	4社	58人	18社
	水産	1社	10社	0人	
	花き	1社	2社	183人	

青果・水産：トン・千円

花き：千本、束、個・千円

4 取扱高（平成28年）

部 類		両市場合計	中央卸売市場北部市場	地方卸売市場南部市場
青果部	数量	102,152	98,650	3,502
	金額	29,062,963	28,348,150	714,813
水産物部	数量	31,139	27,516	3,623
	金額	28,342,340	25,481,138	2,861,202
花き部	数量	63,155	40,768	22,387
	金額	4,402,154	2,805,386	1,596,768

5 開設者の役割

市場関係事業者の業務許可、取引の指導監督並びに市場施設の整備及びこれらの維持管理を行う。

経済労働局所管の指定管理者制度導入施設一覧

1 川崎市コンベンションホール

所在地：中原区小杉町2丁目276番地1

所管課：産業政策部企画課

現指定管理者：平成30年度の供用開始に向け、今年度中に指定議案を上程予定

指定管理期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日（予定）

2 川崎市産業振興会館

所在地：幸区堀川町66番地20

所管課：産業振興部工業振興課

現指定管理者：公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体

指定管理期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日

3 かわさき新産業創造センター

所在地：幸区新川崎7番7号

所管課：次世代産業推進室

現指定管理者：公益財団法人川崎市産業振興財団・三井物産フォーサイト株式会社共同事業体

指定管理期間：平成24年4月1日～平成30年3月31日

4 川崎市立労働会館

所在地：川崎区富士見2丁目5番2号

所管課：労働雇用部

現指定管理者：公益財団法人神奈川県労働福祉協会

指定管理期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日

5 川崎市生活文化会館

所在地：高津区溝口1丁目6番10号

所管課：労働雇用部

現指定管理者：公益財団法人神奈川県労働福祉協会

指定管理期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日

6 川崎市地方卸売市場南部市場

所在地：幸区南幸町3丁目126番地1

所管課：中央卸売市場北部市場管理課

現指定管理者：川崎市場管理株式会社

指定管理期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日

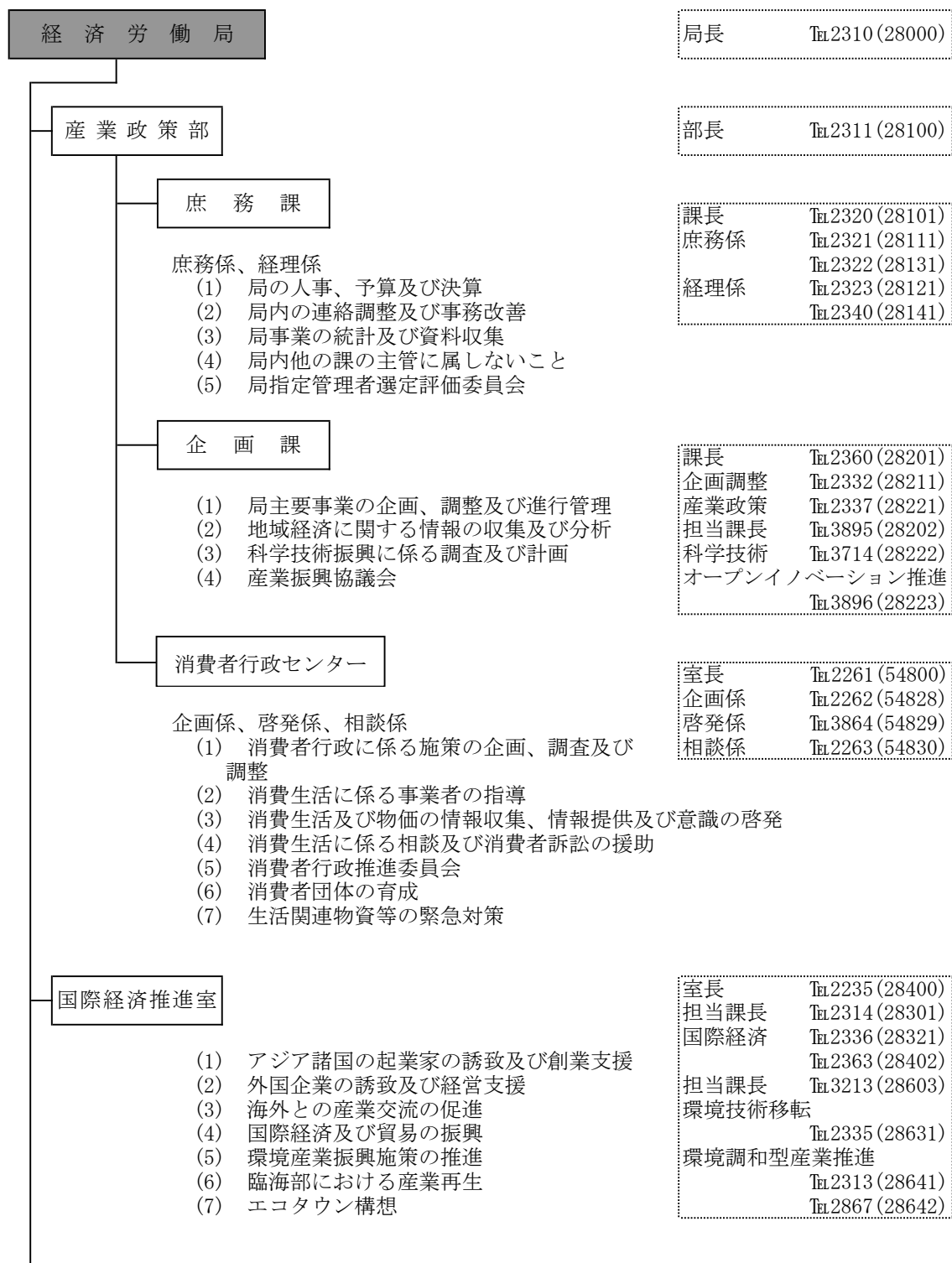
【平成29年度 経済労働局管理職一覧】

経済労働局長

原田 津一 28000	産業政策部長	高橋 哲也 28100	庶務課長	櫻井 雅幸 28101
			企画課長	若松 秀樹 28201
			担当課長	木村 佳司 28202
			〔オープンイノベーション推進〕	
			消費者行政センター室長	長 浩 54800
	国際経済推進室長	折原 綾子 28400	担当課長〔国際経済〕	長瀬 一郎 28301
			担当課長	深堀 孝博 28603
			〔グリーンイノベーション〕	
	産業振興部長	草野 静夫 28600	工業振興課長	小沢 正勝 28601
			商業振興課長	勝盛 紀善 28701
			観光プロモーション推進課長	中山 健一 28702
			担当課長〔観光事業推進担当〕	青井 満 28703
			金融課長	南 誠 544-1845
			中小企業溝口事務所長	柳原 英男 812-1112
	都市農業振興センター所長	赤坂 慎一 860-2462	農業振興課長	倉 雅彦 860-2462
			農地課長	二郷 真一 860-2461
			農業技術支援センター所長	小山 孝 945-0153
	次世代産業推進室長	担当課長〔コンテンツ産業担当〕事務取扱	担当課長	福田 克実 28302
		玉井 一彦 28300	〔ウェルフェアイノベーション〕	
			担当課長	対馬 俊之 28303
			〔ベンチャー産業創出〕	
	労働雇用部長	増田 宏之 28800	担当課長〔労政〕	太田 伸一 28801
			担当課長〔雇用〕	新沼 真琴 28802
	公営事業部長	鈴木 正紀 54826	総務課長	伊東 大介 54826
			業務課長	木暮 慎二 54827
担当理事	中央卸売市場		管理課長	鈴木 雄二 975-2211
北部市場長事務取扱	北部市場長		業務課長	池田 昌弘 975-2219
渡邊 幹雄 975-2200				

神奈川県川崎競馬組合派遣	経済労働局担当課長	成田 伸治	233-6704
--------------	-----------	-------	----------

【平成29年度 経済労働局事務分掌】



産業振興部

部長 TEL2312(28600)

工業振興課

課長 TEL2325(28601)

工業振興係、ものづくり・ICT支援係、
操業環境整備係

工業振興係 TEL2326(28611)

ものづくり・ICT支援係 TEL2324(28621)

操業環境整備係 TEL3722(28632)

- (1) 課の市税外収入
- (2) 産業振興施策の推進（国際経済推進室及び商業振興課の所管に属するものを除く。）
- (3) 商工業関係団体等との連絡調整（商業振興課の所管に属するものを除く。）
- (4) 産業高度化支援
- (5) 中小企業の経営の相談及び診断（商業振興課の所管に属するものを除く。）
- (6) 中小企業の経営改善のための調査研究（商業振興課の所管に属するものを除く。）
- (7) 企業誘致（国際経済推進室の所管に属するものを除く。）
- (8) 産業立地の指導及び誘導
- (9) マイコンシティ事業の推進
- (10) 公益財団法人川崎市産業振興財団
- (11) 産業振興会館
- (12) 計量検査所との連絡調整

TEL2333(28331)

TEL3936(28332)

計量検査所 [3類]

- (1) 所の維持管理
- (2) 所の市税外収入
- (3) 計量意識の啓発
- (4) 計量管理
- (5) 計量関係団体との連絡調整
- (6) 量目検査及び指導
- (7) 計量器の検査及び取締り
- (8) 計量器に係る異議申立て及び再検査

商業振興課

課長 TEL2353(28701)

商業振興係、商店街支援係

商業振興係

- (1) 商業振興施策の推進
- (2) 商業関係団体との連絡調整
- (3) 大規模小売店舗の立地
- (4) 大規模小売店舗立地審議会
- (5) 中小企業の経営の相談及び診断（工業振興課の所管に属するものを除く。）
- (6) 中小企業の経営改善のための調査研究（工業振興課の所管に属するものを除く。）
- (7) 川崎アゼリア株式会社

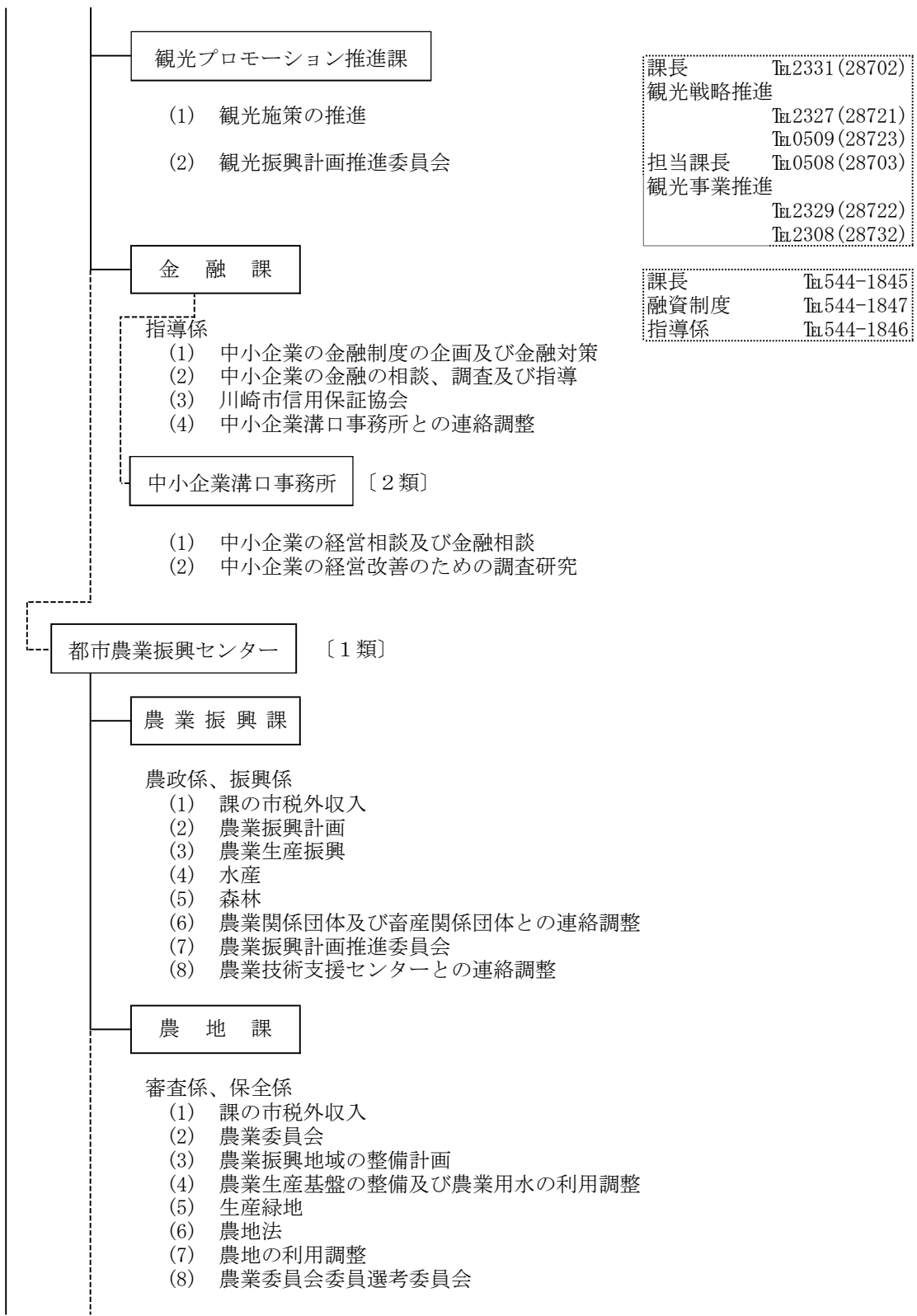
TEL2352(28731)

TEL2356(28713)

商店街支援係

TEL2328(28711)

TEL2330(28712)



農業技術支援センター〔2類〕

経営支援係、技術支援係

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの市税外収入
- (3) 農業生産振興（農業振興課振興係の所管に属するものを除く。）
- (4) 農産物の生産に係る相談、指導、試験研究及び技術的支援
- (5) 農産物の生産に係る技術の向上を図るための講習会、研究会等の開催
- (6) 農産物の生産に係る技術に関する情報の収集及び提供
- (7) 果樹、野菜及び花き（以下「果樹等」という。）の優良な品種の普及並びに果樹等の品種の保存
- (8) 農業に対する理解を深めるための講習会、研修会等の開催
- (9) 農産物の生産活動を支援するためのボランティアの養成

次世代産業推進室

- (1) 室の市税外収入
- (2) 生活・文化関連産業の創出及び育成
- (3) 産業デザインの振興
- (4) 新事業の創出及び育成
- (5) かわさき新産業創造センター
- (6) 新川崎・創造のもり

室長 TEL0161(28300)
コンテンツ産業
TEL2334(28341)
担当課長 TEL2339(28302)
ウェルフェアイノベーション
TEL3226(28351)
担当課長 TEL3712(28303)
ベンチャー産業創出
TEL2973(28361)

労働雇用部

- (1) 労使団体及び関係官公署との連絡調整
- (2) 労働資料の調査及び刊行
- (3) 雇用対策
- (4) 勤労者福祉の推進及び啓発
- (5) 技術技能の奨励及び振興並びに育成継承
- (6) 勤労者福祉共済事業
- (7) 勤労者福祉共済運営協議会
- (8) かわさきマイスター選考委員会
- (9) 生活文化会館
- (10) 労働会館

部長 TEL2270(28800)
担当課長 TEL2298(28801)
労政 TEL2271(28811)
勤労者福祉共済
TEL2275(28821)
担当課長 TEL2278(28802)
雇用 TEL2276(28841)
技能奨励 TEL2299(28852)
産業人材育成
TEL3212(28861)
相談員
(労働雇用部)
TEL200-2272(28842)
(中原区役所地域振興課)
TEL744-3156(63214)

公営事業部

代表 TEL233-5501(54826)

総務課

経理係、施設係

- (1) 競輪事業の企画
- (2) 競輪開催収支の経理及び決算
- (3) 競輪事業収入の徴収
- (4) 競輪場施設の維持管理
- (5) 神奈川県川崎競馬組合との連絡調整
- (6) 競馬の指定申請

